

行 政 監 査

1 監査の実施期間

令和5年4月24日から令和6年3月1日まで

2 監査のテーマ 市職員が庶務経理等を行う団体の事務管理について

本市職員が庶務経理等を行う団体の状況を把握し、団体の事務処理状況及び規程等の整備状況並びに管理体制の状況等を監査の対象とした。

- ◎ 対象団体
- (1) 市で補助金、負担金、交付金、委託料等（以下「補助金等」という。）を支出している団体のうち、本市の職員が庶務経理等を行っている団体
 - (2) 市からの支出の有無に限らず、本市の職員が庶務経理等を行っている団体。ただし、以下のものは対象から除く。
 - ア 職員の親睦会等、本市の事務執行と関係がないもの
 - イ 地方公共団体等で構成される団体で、持ち回りにより事務局が置かれるもの

◎ 対象部署 対象団体を所管する部署(全庁的なリスク管理等については財政課)

3 監査の範囲

監査の範囲は、令和4年度末時点の状況を基本として、経年比較や現状把握等のため令和3年度以前及び令和5年度の状況も対象とした。

4 監査の方法

予備監査では、実態調査として、対象団体に関する調査票の提出を求め、当該事務を実施している部署については個別に関連書類等の確認を行い、必要に応じて関係職員から実情を聴取する方法により監査を実施した。

また、本監査では、財政課に対し全庁的な対象団体のリスク管理についてヒアリングを実施した。

監査に当たっては、富士市監査基準に基づき、合規性、経済性、効率性、有効性、実在性、網羅性、内部統制について、次の7つの着眼点で監査を実施した。

- (1) 団体の事務に従事する根拠が明確であるか、また事務処理は適正であるか
- (2) 特定の市職員のみで事務を行っていないか
- (3) 補助金等交付を受けている団体で、多額の繰越金が発生しているものはないか
- (4) 市職員が庶務経理等を実施することが効率的又は効果的であるか
- (5) 現金・預金・通帳・印鑑・キャッシュカード等の保管や取扱いは適正な方法で行われているか

- (6) 備品の管理や取扱いは適切に行われているか
- (7) 市の内部統制は機能しているか

◎予備監査

【実態調査】

- ・アンケート調査（対象団体の把握）
 - 対象…全部署(88部署)
 - 期間…令和5年5月12日～同年10月27日
 - 方法…アンケート形式による調査票の提出を求める。
- ・書類調査（対象団体の事務処理状況等の確認）
 - 対象…対象団体を所管する部署(53部署)
 - 期間…令和5年6月6日～同年12月13日
 - 方法…団体の庶務経理等に関する書面(団体の収入支出決算書の写し、団体の通帳の写し、団体の会則・規約・規程等、団体の現金出納簿・会計帳簿、団体の備品台帳等)の提出を求め、書面審査及びヒアリングを実施する。

◎本監査

- 対象…財政課
- 実施日…令和5年11月10日
- 方法…対象団体のリスク管理についてヒアリングを実施する。

5 監査の結果

対象団体の事務管理については概ね適正に実施されていたが、調査及び監査の結果、改善や検討を要する事項が見受けられた。調査及び監査に基づく改善要望事項を11点提示したので、今後の事務事業の執行に活かされたい。

注 意

- 1 文中及び各表中の金額及び比率は、原則として単位未満を四捨五入してあるが、合計と一致させるため一部調整したところもある。
- 2 文中及び各表中の比率(%)は、原則として小数点第2位を四捨五入しているが、比率99.95%以上100.00%未満は99.9%とし、100.00%を超え100.05%未満のものは100.1%とした。また、構成比の合計が100.0%になるよう一部調整したところもある。

行政監査目次

1	市職員が庶務経理等を行う団体の概要	50
(1)	テーマ選定の目的	50
(2)	用語の整理	50
(3)	団体を所管する組織、所管理理由	50
2	対象団体における収入状況及び市職員が従事する内容	55
(1)	市からの収入内容及び団体の繰越額	58
(2)	市職員が従事する内容	63
(3)	庶務経理等の担当者	63
3	管理方法	64
(1)	現金	64
(2)	通帳・印鑑	67
(3)	キャッシュカード	69
(4)	備品	71
4	内部統制	72
(1)	財政課による本市の内部統制に関する取組み	72
(2)	事務の執行	75
5	調査及び監査に基づく改善要望事項等	75
(1)	団体の事務に従事する明確な根拠及び事務処理の適正性	75
(2)	多額の繰越金が発生している団体と補助金等の妥当性	76
(3)	団体の事務に従事する市職員の人数	76
(4)	現金の保管、取扱い	76
(5)	郵券の保管、取扱い	76
(6)	職員による立替払い	76
(7)	通帳と印鑑の管理	76
(8)	キャッシュカードの所持	76
(9)	団体資産の網羅性	77
(10)	市職員が庶務経理等を行うことの必要性及び効果	77
(11)	内部統制	77

◎ 市職員が庶務経理等を行う団体の事務管理について

1 市職員が庶務経理等を行う団体の概要

(1) テーマ選定の目的

本市では、補助金等の交付のみならず、本市職員がその予算の収支管理や事務処理を行う団体が多く存在する。

しかし、これらの団体の現金は市の公金に属さないため、直接的には本市の会計規則の適用を受けないが、本市職員が庶務経理等の事務管理を行っている以上、紛失、盗難の事故及び不祥事が発生すれば、公金の場合と同様に市の信用の失墜につながる事となる。

そのため、市職員が庶務経理等を行う団体の状況を把握し、団体の規程等の整備状況、事務の処理状況及び管理体制の状況について監査することにより、適正かつ効率的な事務処理の確保やリスクの予防、内部統制機能の向上が図られることを目的とする。

(2) 用語の整理

「庶務」…補助金等の申請、文書の收受等に関する事務、備品等の管理、その他資料作成、関係機関への連絡調整などを行うことをいう。

「経理」…団体の収入支出に関する事務、金銭管理などを行うことをいう。

(3) 団体を所管する組織、所管理由

ア 対象団体を所管する組織

本市職員が庶務経理等を行う団体（以下「対象団体」という。）を所管する部局・部署ごとに示したものが図表1である。

令和4年度末時点で全89団体となっている。

【図表 1】対象団体を所管する部局・部署

No.	部局	部署	団体
1	総務部	総務課	富士市統計調査協力会
2	市民部	まちづくり課	富士市町内会連合会
3		吉原まちづくりセンター	吉原地区まちづくり協議会
4		伝法まちづくりセンター	伝法地区まちづくり協議会
5		今泉まちづくりセンター	今泉地区まちづくり協議会
6		青葉台まちづくりセンター	青葉台地区まちづくり協議会
7		吉永まちづくりセンター	吉永地区まちづくり協議会
8		元吉原まちづくりセンター	元吉原地区まちづくり協議会
9		浮島まちづくりセンター	浮島地区まちづくり協議会
10		原田まちづくりセンター	原田地区まちづくり協議会
11		富士見台まちづくりセンター	富士見台地区まちづくり協議会
12		神戸まちづくりセンター	神戸地区まちづくり協議会
13		吉永北まちづくりセンター	吉永北地区まちづくり協議会
14		大淵まちづくりセンター	大淵地区まちづくり協議会
15		富士駅北まちづくりセンター	富士駅北地区まちづくり協議会
16		富士北まちづくりセンター	富士北地区まちづくり協議会
17		富士駅南まちづくりセンター	富士駅南地区まちづくり協議会
18		田子浦まちづくりセンター	田子浦地区まちづくり協議会
19		富士南まちづくりセンター	富士南地区まちづくり協議会
20		岩松まちづくりセンター	岩松地区まちづくり協議会
21		岩松北まちづくりセンター	岩松北地区まちづくり協議会
22		富士川まちづくりセンター	富士川地区まちづくり協議会
23		鷹岡まちづくりセンター	鷹岡地区まちづくり協議会
24		広見まちづくりセンター	広見地区まちづくり協議会
25		天間まちづくりセンター	天間地区まちづくり協議会
26		丘まちづくりセンター	丘地区まちづくり協議会
27			丘地区まちづくり協議会生涯学習推進会
28		市民活躍・男女共同参画課	富士市国際交流協会
29	男女共同参画地区推進員ブロック会		
30	市民安全課	富士市交通安全指導員会	
31		富士飲食酒業飲酒運転防止協力会	
32		富士市暴力団追放推進協議会	
33	市民課	富士地区戸籍住民基本台帳事務協議会	
34	文化スポーツ課	富士市文化連盟	
35		静岡県地域文化団体連絡協議会東部地区会	
36		静岡県地域文化団体連絡協議会東部地区第1ブロック会	
37		富士文芸フォーラム実行委員会	
38		静岡県市町対抗駅伝富士市実行委員会	
39		富士市スポーツ少年団	
40	福祉部	社会を明るくする運動富士市推進委員会	
41		福祉総務課	富士市悠容クラブ連合会
42			日本赤十字社静岡県支部富士市地区
43	こども未来部	昭和幼稚園	富士市立昭和幼稚園PTA
44		原田幼稚園	富士市立原田幼稚園PTA
45		田子浦幼稚園	富士市立田子浦幼稚園PTA

No.	部局	部署	団体
46		岩松幼稚園	富士市立岩松幼稚園PTA
47		天間幼稚園	富士市立天間幼稚園PTA
48		富士川第一幼稚園	富士市立富士川第一幼稚園PTA
49		保育幼稚園課	富士市立幼稚園PTA連絡協議会
50			富士市公私立幼稚園教育研究会
51	保健部	地域保健課	富士市食育推進事業実行委員会
52			富士市健康推進会
53	環境部	環境総務課	富士環境衛生自治推進協会
54		環境総務課	富士市こどもエコクラブサポーター連絡会
55		環境保全課	岳南地域地下水利用対策協議会
56	産業交流部	産業政策課	富土地域再生家庭紙利用促進協議会
57			富士市発明くふう展実行委員会
58			ふじさん工業用水道協力会
59		産業支援課	田子の浦港振興会
60			田子の浦港客船誘致委員会
61			富士川下流市連絡会
62			静岡県重要港湾連携連絡会議
63		商業労政課	富士市技能職団体連絡協議会
64			富士山ネットワーク会議産業研究会
65		交流観光課	富士山サイクルロードレース実行委員会
66			富士山南麓地域におけるサイクルツーリズム実行委員会
67		交流観光課	富士まつり実行委員会
68		農政課	富士山南麓土地改良区
69			富士市農業振興促進協議会
70			富士のお茶振興推進協議会
71			富士市茶手揉保存会
72			富士市農業再生協議会
73			富士市鳥獣被害防止対策協議会
74			富士山大淵笹場茶園景観活用推進協議会
75		都市整備部	都市計画課
76	みどりの課		みどりいっぱい富士市民の会
77	建設部	建設総務課	新々富士川橋建設促進期成同盟会
78	消防本部	消防総務課	富士市消防団本部
79			富士市消防団員互助会
80			消防まつり実行委員会
81		警防課	富士市山岳救助隊
82			静岡県山岳遭難防止対策協議会 富士支部委員会
83			富士市水難事故防止対策連絡会
84			富土地域メディカルコントロール協議会
85		予防課	富士市防火協会
86		教育委員会	富士市立高校
87	富士市立高等学校後援会		
88	富士市立高等学校同窓会		
89	富士市立高等学校生徒会		

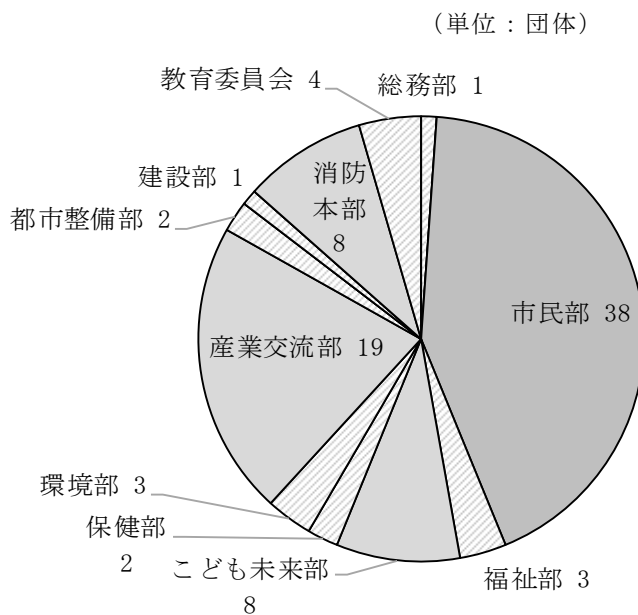
イ 各部局の中に占める対象団体の構成比

対象団体が各部局の中でどのくらいの割合で構成されているのかを示したものが図表2である。

対象団体を最も多く所管していた部局が「市民部」で38団体(42.7%)、次に「産業交流部」で19団体(21.4%)、「こども未来部」「消防本部」で各8団体(9.0%)の順となっている。

【図表2】各部局で対象団体を所管する構成比

部局	団体数	構成比
総務部	1	1.1%
財政部	0	0.0%
市民部	38	42.7%
福祉部	3	3.4%
こども未来部	8	9.0%
保健部	2	2.2%
環境部	3	3.4%
産業交流部	19	21.4%
都市整備部	2	2.2%
上下水道部	0	0.0%
建設部	1	1.1%
中央病院	0	0.0%
消防本部	8	9.0%
教育委員会	4	4.5%
その他	0	0.0%
合計	89	100.0%

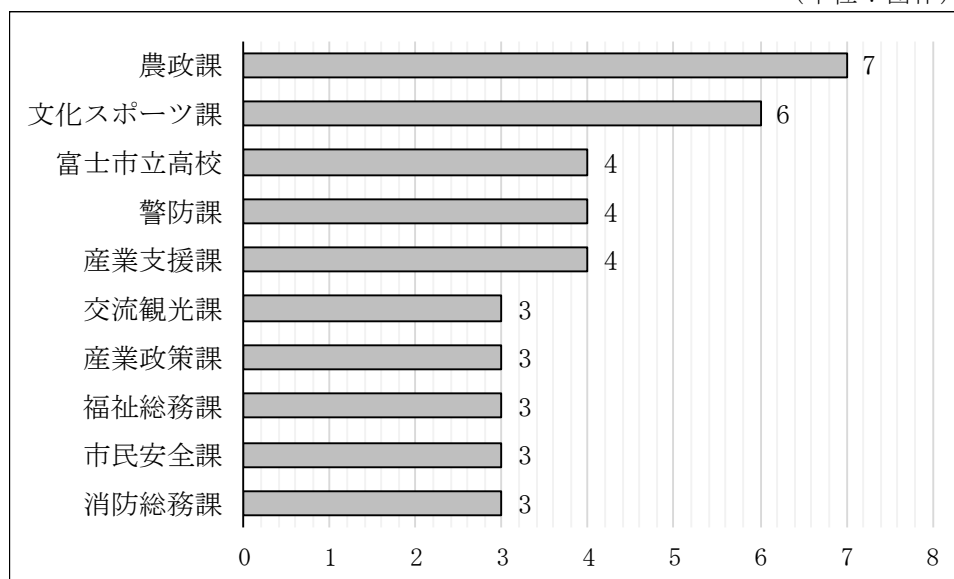


また、対象団体を3団体以上所管する部署を示したものが図表3である。

対象団体を最も多く所管する部署は、「農政課」で7団体、次に「文化スポーツ課」で6団体、「富士市立高校」「警防課」「産業支援課」で各4団体の順となっている。

【図表 3】対象団体を 3 団体以上所管する部署

(単位：団体)



ウ 所管理由

各所管部署が団体の庶務経理等を行う理由を示したものが図表 4 である。

「職員が行う方が効率的、円滑に進むため」が最も多く 41 団体、次に「団体への活動支援の一環として」が 37 団体の順となっている。

【図表 4】所管する理由

理由	団体数
職員が行う方が効率的、円滑に進むため	41
団体への活動支援の一環として	37
団体に庶務経理等を行う者がいないため	11

エ 規約等への記載

団体の事務局を所管することが規約等に記載されているかを示したものが図表 5 である。

「規約等に記載あり」が 82 団体あり、ほとんどの団体で記載されていたが、規約等に記載がないものや規約等を定めていない団体も一部あった。

【図表 5】所管する根拠

区分	団体数
規約等に記載あり	82
規約等に記載なし	4
規約等を定めていない	3



規約等に記載なし	富士市健康推進会
	富士市子どもエコクラブサポーター連絡会
	富士市スポーツ少年団
	富士市立高等学校生徒会
規約等を定めていない	富士文芸フォーラム実行委員会
	男女共同参画地区推進員ブロック会
	静岡県地域文化団体連絡協議会東部地区第 1 ブロック会

2 対象団体における収入状況及び市職員が従事する内容

対象団体における収入状況及び市職員が従事する内容を示したものが図表 6 である。

【図表6】対象団体における収入状況及び市職員の従事内容

No.	団体	全体収入額 (R4決算:円)	市からの収入額 (R4決算:円)	市からの収入内容	市からの収入割合	繰越額 (円)	市職員の従事内容
1	富士市統計調査協力会	225,027	79,000	補助金	35.1%	80,998	庶務と経理の両方
2	富士市町内会連合会	2,198,591	650,000	補助金	29.6%	205,420	庶務と経理の両方
3	吉原地区まちづくり協議会	1,214,428	46,000	補助金	3.8%	847,856	庶務と経理の両方
4	伝法地区まちづくり協議会	7,611,034	1,147,000	補助金	15.1%	4,431,851	庶務のみ
5	今泉地区まちづくり協議会	778,632	355,000	補助金	45.6%	278,150	庶務と経理の両方
6	青葉台地区まちづくり協議会	2,992,411	581,000	補助金	19.4%	1,886,314	庶務のみ
7	吉永地区まちづくり協議会	3,996,315	1,374,000	補助金	34.4%	1,190,781	庶務と経理の両方
8	元吉原地区まちづくり協議会	7,519,087	1,147,000	補助金・委託料	15.3%	5,299,897	庶務のみ
9	浮島地区まちづくり協議会	2,227,025	720,000	補助金・負担金・委託料	32.3%	1,063,000	庶務のみ
10	原田地区まちづくり協議会	1,924,817	790,000	補助金	41.0%	1,087,229	庶務と経理の両方
11	富士尻台地区まちづくり協議会	2,688,555	1,369,000	補助金	50.9%	591,016	庶務と経理の両方
12	神戸地区まちづくり協議会	3,276,965	1,237,000	補助金・委託料	37.7%	164,965	庶務のみ
13	吉永北地区まちづくり協議会	2,710,519	1,190,000	補助金	43.9%	787,062	庶務のみ
14	大淵地区まちづくり協議会	3,359,425	909,000	補助金	27.1%	1,814,190	庶務と経理の両方
15	富士駅北地区まちづくり協議会	2,079,023	1,356,000	補助金	65.2%	3,082,203	庶務のみ
16	富士北地区まちづくり協議会	8,481,631	1,381,000	補助金	16.3%	6,099,676	庶務のみ
17	富士駅南地区まちづくり協議会	13,957,442	374,000	補助金	2.7%	12,964,791	庶務のみ
18	田子浦地区まちづくり協議会	4,840,635	1,254,300	補助金	25.9%	3,966,484	庶務のみ
19	富士南地区まちづくり協議会	7,079,064	1,443,000	補助金・委託料	20.4%	3,255,097	庶務のみ
20	岩松地区まちづくり協議会	5,053,746	200,000	補助金	4.0%	3,701,765	庶務のみ
21	岩松北地区まちづくり協議会	2,448,051	1,166,000	補助金	47.6%	178,435	庶務のみ
22	富士川地区まちづくり協議会	886,048	872,698	補助金	98.5%	819,946	庶務のみ
23	鷹岡地区まちづくり協議会	2,878,076	975,000	補助金・委託料	33.9%	1,565,523	庶務と経理の両方
24	広見地区まちづくり協議会	6,852,245	71,000	補助金	1.0%	3,550,383	庶務と経理の両方
25	天間地区まちづくり協議会	4,691,819	1,182,000	補助金・その他	25.2%	2,919,447	庶務と経理の両方
26	丘地区まちづくり協議会	2,761,959	1,327,000	補助金・その他	48.0%	935,771	庶務のみ
27	富士市交通安全指導員協議会	2,913,440	22,264	委託料	0.8%	1,924,936	庶務のみ
28	富士市国際交流協会	4,837,792	1,450,000	委託料	30.0%	1,265,932	庶務と経理の両方
29	男女共同参画地区推進員ブロック会	650,000	591,779	委託料	91.0%	0	庶務と経理の両方
30	富士市交通安全指導員会	-	-	-	-	2,893,628	庶務と経理の両方
31	富士飲食酒業飲酒運転防止協力会	-	-	-	-	99,144	庶務と経理の両方
32	富士市暴力団追放推進協議会	400,001	400,000	補助金	100.0%	13,571	庶務と経理の両方
33	富士地区戸籍住民基本台帳事務協議会	114,000	75,000	負担金	65.8%	256,403	庶務と経理の両方
34	富士市文化連盟	3,777,082	622,277	補助金預金利子	16.5%	2,244,799	庶務と経理の両方
35	静岡地域文化団体連絡協議会東部地区会	-	-	-	-	204,634	庶務と経理の両方
36	静岡地域文化団体連絡協議会東部地区第1ブロック会	-	-	-	-	1,707	庶務と経理の両方
37	富士文芸フォーラム実行委員会	141,176	141,176	委託料	100.0%	0	庶務と経理の両方
38	静岡県市町村抗駅伝富士市実行委員会	1,129,158	1,129,158	補助金	100.0%	0	庶務のみ
39	富士市スポーツ少年団	1,378,859	157,130	補助金	11.4%	57,291	庶務のみ
40	社会を明るくする運動富士市推進委員会	-	-	-	-	548,835	庶務と経理の両方
41	富士市悠客クラブ連合会	7,122,536	5,309,824	補助金	74.5%	65,895	庶務と経理の両方
42	日本赤十字社静岡岡部支店富士市地区	-	-	-	-	4,205,192	庶務と経理の両方
43	富士市立昭和幼稚園 P.T.A	134,806	20,000	補助金	14.8%	23	経理のみ

No.	団体	全体収入額 (R4決算：円)	市からの収入額 (R4決算：円)	市からの収入内容	市からの収入割合	繰越額 (円)	市職員の従事内容
44	富士市立原田幼稚園 P T A	79,003	20,000	補助金	25.3%	0	経理のみ
45	富士市立田子浦幼稚園 P T A	295,474	20,000	補助金	6.8%	8	経理のみ
46	富士市立岩松幼稚園 P T A	186,207	20,000	補助金	10.7%	538	経理のみ
47	富士市立天間幼稚園 P T A	175,944	20,000	補助金	11.4%	1,074	経理のみ
48	富士市立富士川第一幼稚園 P T A	86,400	20,000	補助金	23.1%	1,015	経理のみ
49	富士市立幼稚園 P T A 連絡協議会	173,371	100,000	補助金	57.7%	4,579	経理のみ
50	富士市公立幼稚園教育研究会	54,383	50,000	負担金	91.9%	3,503	庶務と経理の両方
51	富士市食育推進事業実行委員会	1,100,002	1,100,000	委託料	100.0%	0	庶務と経理の両方
52	富士市健康推進会	1,291,379	1,291,379	委託料	100.0%	0	庶務と経理の両方
53	富士市環境衛生自治推進協会	11,425,092	2,250,000	補助金	19.7%	339,824	庶務と経理の両方
54	富士市子どもエコユコラブサポーター連絡会	-	-	-	-	876,551	庶務と経理の両方
55	岳南地域地下水利用対策協議会	4,115,395	1,420,000	負担金	34.5%	273,498	庶務と経理の両方
56	富士地域再生家庭紙利用促進協議会	2,277,495	1,700,000	負担金	74.6%	397,181	庶務と経理の両方
57	富士市発明くふう展実行委員会	780,689	450,000	負担金	57.6%	218,950	庶務と経理の両方
58	ふじさん工業用水道協力会	-	-	-	-	521,757	庶務と経理の両方
59	田子の浦港振興会	1,896,553	300,000	補助金	15.8%	614,798	庶務と経理の両方
60	田子の浦港客船誘致委員会	436,284	200,000	負担金	45.8%	313,071	庶務と経理の両方
61	富士川下流市連絡会	209,584	111,000	負担金	53.0%	54,950	庶務と経理の両方
62	静岡県重要港湾連携協議会	7,290,000	745,000	負担金	10.2%	0	庶務と経理の両方
63	富士市技能職団体連絡協議会	1,181,123	113,000	補助金	9.6%	611,189	庶務のみ
64	富士山ネットワーク会議産業研究会	6,700,019	5,650,000	負担金	84.3%	19	庶務と経理の両方
65	富士山サイクルロードレース実行委員会	29,354,441	17,073,413	負担金	58.2%	0	庶務と経理の両方
66	富士山南麓地域におけるサイクルツーリズム実行委員会	1,000,000	1,000,000	委託料	100.0%	0	庶務と経理の両方
67	富士まつり実行委員会	15,960,907	15,000,000	補助金	94.0%	0	庶務と経理の両方
68	富士山南麓土改良区	164,486,960	89,027,295	補助金	54.1%	50,171,000	庶務と経理の両方
69	富士市農業振興促進協議会	6,336,740	2,522,000	補助金	39.8%	246,906	庶務と経理の両方
70	富士のお茶振興推進協議会	4,293,953	873,000	補助金	20.3%	174,838	庶務と経理の両方
71	富士市茶手揉保存会	1,229,267	400,000	補助金	32.5%	91,274	庶務と経理の両方
72	富士市農業再生協議会	440,016	270,000	補助金・負担金	61.4%	39,036	庶務と経理の両方
73	富士市鳥獣被害防止対策協議会	3,636,447	3,159,387	補助金	86.9%	0	庶務と経理の両方
74	富士山大淵世場茶園景観活用推進協議会	-	-	-	-	0	庶務と経理の両方
75	富士市公共交通協議会	8,410,680	6,589,080	委託料	78.3%	0	庶務と経理の両方
76	みどりいっぱい富士市民の会	4,684,569	1,800,000	補助金	38.4%	300,251	庶務と経理の両方
77	新々富士川橋建設促進期成同盟会	1,508,069	115,000	分担金	7.6%	1,292,501	庶務と経理の両方
78	富士市消防団本部	2,044,531	1,050,000	交付金	51.4%	78,160	庶務と経理の両方
79	富士市消防団員互助会	7,831,166	2,136,000	補助金	27.3%	2,388,663	庶務と経理の両方
80	消防まつり実行委員会	1,000,000	1,000,000	補助金	100.0%	0	庶務と経理の両方
81	富士市山岳救助隊	285,277	130,000	補助金	45.6%	6,853	庶務と経理の両方
82	静岡県山岳遭難防止対策協議会富士支部委員会	257,173	100,000	補助金	38.9%	1,096	庶務と経理の両方
83	富士市水難事故防止対策連絡会	200,000	200,000	補助金	100.0%	0	庶務のみ
84	富士地域メデイカルコントロール協議会	415,070	55,000	負担金	13.3%	5,563	庶務と経理の両方
85	富士市防火協会	-	-	-	-	2,140,635	庶務と経理の両方
86	富士市立高等学校 P T A	-	-	-	-	2,518,899	庶務と経理の両方
87	富士市立高等学校後援会	-	-	-	-	1,399,871	庶務と経理の両方
88	富士市立高等学校同窓会	-	-	-	-	3,551,581	経理のみ
89	富士市立高等学校生徒会	-	-	-	-	3,103,634	経理のみ

(1) 市からの収入内容及び団体の繰越額

ア 市からの収入がある団体の収入内容

対象団体のうち、75 団体（84.3%）は市からの収入があり、その収入内容を示したものが図表 7 である。

収入内容は、「補助金」が最も多く 45 団体、次に「負担金」が 11 団体、「委託料」が 8 団体の順となっている。また、「補助金」と「委託料」など複数の収入を得ている団体は 9 団体にのぼる。

【図表 7】市からの収入がある団体の収入内容

区分	団体数
補助金	45
負担金	11
交付金	1
委託料	8
分担金	1
補助金・報償費	2
補助金・委託料	5
補助金・負担金	1
補助金・報償費・委託料	1
合計	75

イ 市からの収入はない対象団体

対象団体のうち、14 団体（15.7%）は市からの収入はなく、その収入内容と庶務経理等を行っている理由を示したものが図表 8 である。

理由としては、「職員が行う方が効率的、円滑に進むため」が最も多く、次に「団体に庶務経理を行う者がいないため」という順になっている。

【図表8】市からの収入はしない対象団体

No.	団体	所管部署	市以外からの収入	市職員の従事内容	理由
1	富士市交通安全指導員会	市民安全課	補助金 (静岡県交通安全協会富士地区支部)	庶務と経理の両方	団体に庶務経理を行う者がいないため
2	富士飲食酒業飲酒運転防止協力会		補助金 (静岡県交通安全協会富士地区支部)	庶務と経理の両方	団体に庶務経理を行う者がいないため
3	静岡県地域文化団体連絡協議会東部地区会	文化スポーツ課	東部地区ブロック会費 (静岡県)	庶務と経理の両方	職員が行う方が効率的、円滑に進むため
4	静岡県地域文化団体連絡協議会東部地区第1ブロック会		東部地区ブロック会費 (静岡県)	庶務と経理の両方	職員が行う方が効率的、円滑に進むため
5	社会を明るくする運動富士市推進委員会	福祉総務課	寄附金 (社明寄附金(市内各町内会及び市区))	庶務と経理の両方	職員が行う方が効率的、円滑に進むため
6	日本赤十字社静岡支部富士市地区		交付金 (日本赤十字社静岡支部)	庶務と経理の両方	職員が行う方が効率的、円滑に進むため
7	富士市子どもエコクラブサポーター連絡会	環境総務課	寄附金	庶務と経理の両方	団体への活動支援の一環として
8	ふじさん工業用水道協力会	産業政策課	会費	庶務と経理の両方	職員が行う方が効率的、円滑に進むため
9	富士山大淵笹場茶園景観活用推進協議会	農政課	県補助金	庶務と経理の両方	団体に庶務経理を行う者がいないため
10	富士市防火協会	予防課	会費、委託金 (静岡県危険物安全協会連合会委託金 (消防試験研究センター静岡支部))	庶務と経理の両方	団体への活動支援の一環として
11	富士市立高等学校PTA	富士市立高校	会費	庶務と経理の両方	職員が行う方が効率的、円滑に進むため
12	富士市立高等学校後援会		会費	庶務と経理の両方	職員が行う方が効率的、円滑に進むため
13	富士市立高等学校同窓会		会費	経理のみ	団体に庶務経理を行う者がいないため
14	富士市立高等学校生徒会		会費	経理のみ	団体への活動支援の一環として

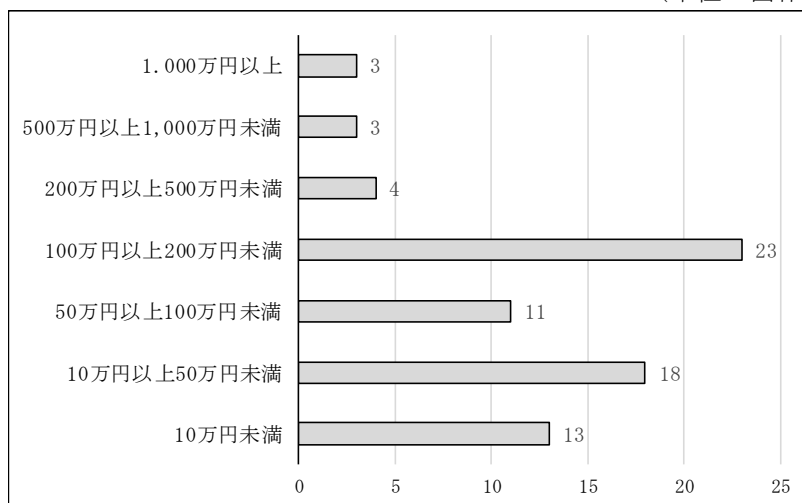
ウ 市からの収入金額と団体数

市からの収入金額と団体数を示したものが図表 9 である。

市からの収入金額は、「100 万円以上 200 万円未満」が最も多く 23 団体、次に「10 万円以上 50 万円未満」が 18 団体、「10 万円未満」が 13 団体の順となっている。なお、全体の約 86.7%は、市からの収入金額が 200 万円未満の団体となっている。

【図表 9】 市からの収入金額と団体数

(単位：団体)



エ 団体収入に占める市収入の割合

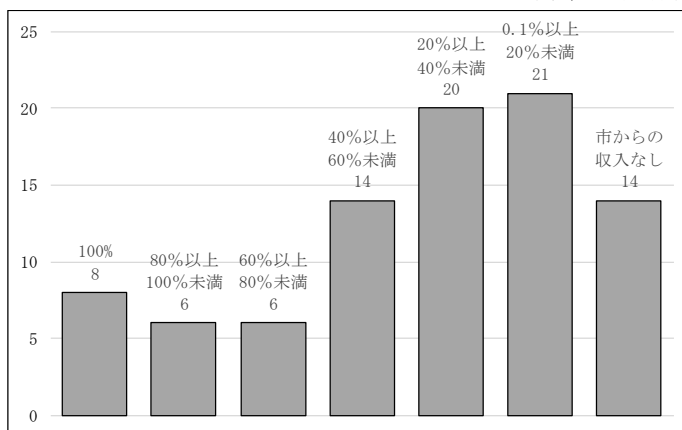
団体収入に占める市収入の割合を示したものが図表 10 である。

団体収入に占める市収入の割合は、「0.1%以上 20%未満」が最も多く 21 団体、「20%以上 40%未満」が 20 団体、「40%以上 60%未満」と「市からの収入なし」で各 14 団体の順となっている。

【図表 10】 団体収入に占める市収入の割合

(単位：団体)

区分	団体数
100%	8
80%以上100%未満	6
60%以上80%未満	6
40%以上60%未満	14
20%以上40%未満	20
0.1%以上20%未満	21
市からの収入なし	14
合計	89



また、市からの収入金額の上位 10 団体を示したものが図表 11 である。

市からの収入金額が最も多いのは、「富士山南麓土地改良区」で 89,027,295 円（補助金）、次に「富士山サイクルロードレース実行委員会」で 17,073,413 円（負担金）、「富士まつり実行委員会」で 15,000,000 円（補助金）の順となっている。

【図表 11】市からの収入金額の上位 10 団体

（単位：円）

No.	団体名	収入内容	市からの収入金額
1	富士山南麓土地改良区	補助金	89,027,295
2	富士山サイクルロードレース実行委員会	負担金	17,073,413
3	富士まつり実行委員会	補助金	15,000,000
4	富士市公共交通協議会	委託料	6,589,080
5	富士山ネットワーク会議産業研究会	負担金	5,650,000
6	富士市悠容クラブ連合会	補助金	5,309,824
7	富士市鳥獣被害防止対策協議会	補助金	3,159,387
8	富士市農業振興促進協議会	補助金	2,522,000
9	富士環境衛生自治推進協会	補助金	2,250,000
10	富士市消防団員互助会	補助金	2,136,000

オ 繰越額が市からの収入金額を上回る団体

繰越額が市からの収入金額を上回る団体を示したものが図表 12 であり、75 団体中 25 団体ある。

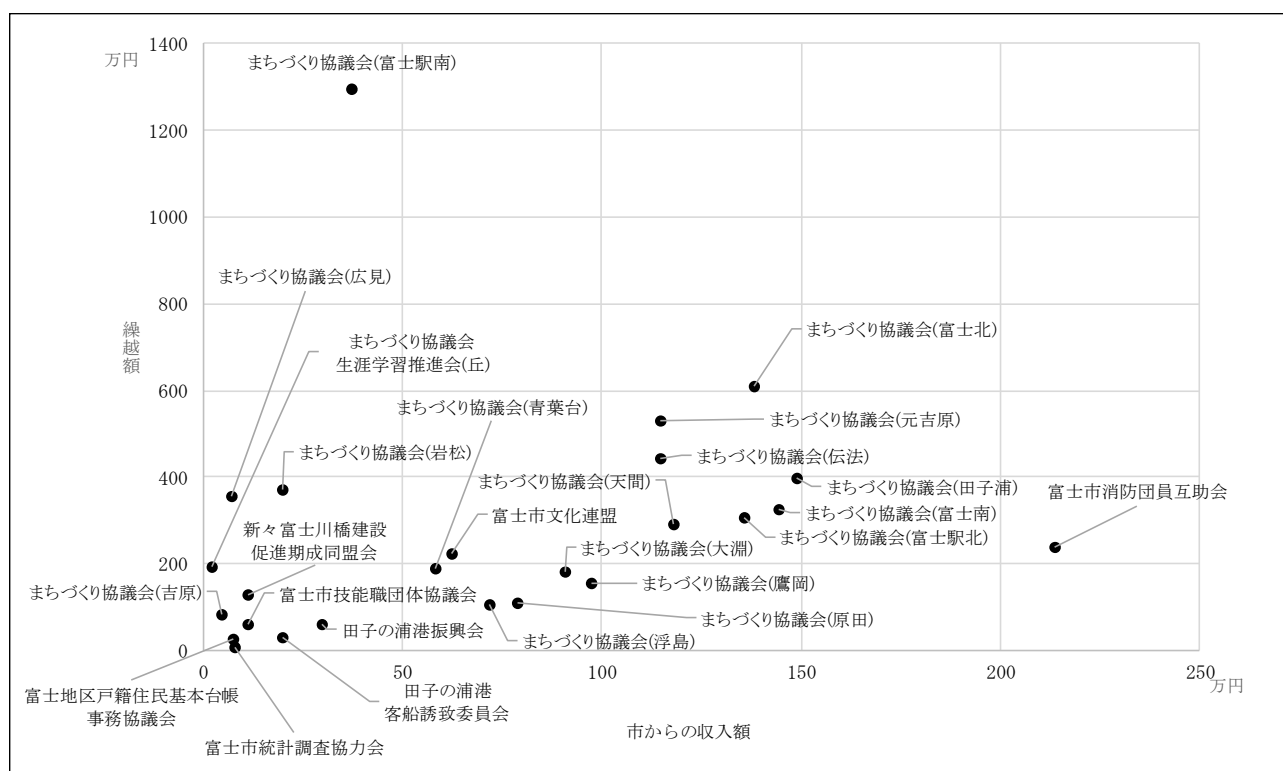
繰越額が最も多いのは「富士駅南地区まちづくり協議会」で 12,964,791 円（市収入割合 2.7%）、次に「富士北地区まちづくり協議会」で 6,099,676 円（市収入割合 16.3%）、「元吉原地区まちづくり協議会」で 5,299,897 円（市収入割合 15.3%）の順となっている。

繰越額が市からの収入金額を上回る団体 25 団体のうち、各地区まちづくり協議会及び生涯学習推進会が 17 団体あり、全体の約 7 割を占めるが、その要因としては新型コロナウイルス感染症の影響により、各地区の大規模事業が中止あるいは縮小されたことが考えられる。

【図表 12】 繰越額が市からの収入金額を上回る団体

(単位：円)

No.	団体	市からの収入金額	繰越額	市からの収入割合
1	富士駅南地区まちづくり協議会	374,000	12,964,791	2.7%
2	富士北地区まちづくり協議会	1,381,000	6,099,676	16.3%
3	元吉原地区まちづくり協議会	1,147,000	5,299,897	15.3%
4	伝法地区まちづくり協議会	1,147,000	4,431,851	15.1%
5	田子浦地区まちづくり協議会	1,489,000	3,966,484	30.8%
6	岩松地区まちづくり協議会	200,000	3,701,765	4.0%
7	広見地区まちづくり協議会	71,000	3,550,383	1.0%
8	富士南地区まちづくり協議会	1,443,000	3,255,097	20.4%
9	富士駅北地区まちづくり協議会	1,356,000	3,082,203	65.2%
10	天間地区まちづくり協議会	1,182,000	2,919,447	25.2%
11	富士市消防団員互助会	2,136,000	2,388,663	27.3%
12	富士市文化連盟	622,277	2,244,799	16.5%
13	丘地区まちづくり協議会生涯学習推進会	22,264	1,924,936	0.8%
14	青葉台地区まちづくり協議会	581,000	1,886,314	19.4%
15	大淵地区まちづくり協議会	909,000	1,814,190	27.1%
16	鷹岡地区まちづくり協議会	975,000	1,565,523	33.9%
17	新々富士川橋建設促進期成同盟会	115,000	1,292,501	7.6%
18	原田地区まちづくり協議会	790,000	1,087,229	41.0%
19	浮島地区まちづくり協議会	720,000	1,063,000	32.3%
20	吉原地区まちづくり協議会	46,000	847,856	3.8%
21	田子の浦港振興会	300,000	614,798	15.8%
22	富士市技能職団体協議会	113,000	611,189	9.6%
23	田子の浦港客船誘致委員会	200,000	313,071	45.8%
24	富士地区戸籍住民基本台帳事務協議会	75,000	256,403	65.8%
25	富士市統計調査協力会	79,000	80,998	35.1%



(2) 市職員が従事する内容

ア 内容

市職員が従事する内容を示したものが図表 13 である。

市職員が従事する内容は、「庶務と経理の両方」が最も多く 59 団体（66.3%）、次に「庶務のみ」が 21 団体（23.6%）の順となっている。

【図表 13】市職員が従事する内容

区分	庶務と経理の両方	庶務のみ	経理のみ
団体数	59	21	9
構成比	66.3%	23.6%	10.1%

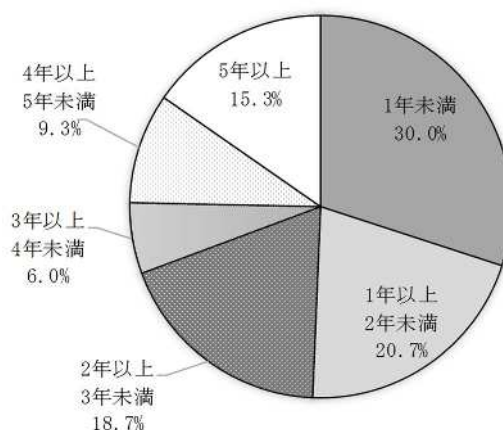
(3) 庶務経理等の担当者

ア 庶務経理等の担当者の従事期間

庶務経理等の担当者の従事期間を示したものが図表 14 である。

庶務経理等の担当者の従事期間は、「1年未満」が最も多く 30.0%、次に「1年以上2年未満」が 20.7%、「2年以上3年未満」が 18.7%の順となり、3年未満が 69.4%を占めるなど、従事期間は比較的短い傾向が見られる。

【図表 14】庶務経理等の担当者の従事期間

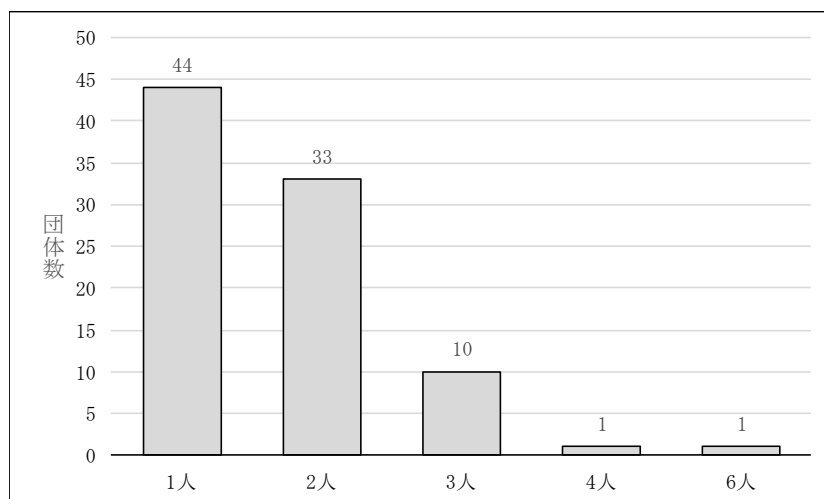


イ 庶務経理等の担当者の人数で区分した場合の団体数

庶務経理等の担当者の人数で区分した場合の団体数を示したものが図表 15 である。

庶務経理等の担当者の人数で区分した場合の団体数は、「1人」が最も多く 44 団体、次に「2人」が 33 団体、「3人」が 10 団体の順となっている。

【図表 15】 庶務経理等の担当者の人数で区分した場合の団体数

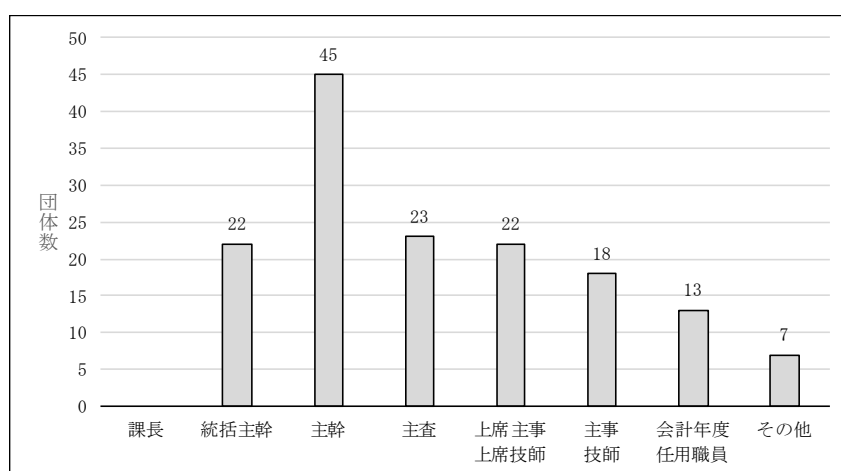


ウ 庶務経理等の担当者の職制

庶務経理等の担当者の職制を示したものが図表 16 である。

庶務経理等の担当者の職制は、「主幹」が最も多く 45 団体となっているが、要因としては、まちづくりセンターのセンター長が主幹であることが多いためである。

【図表 16】 庶務経理等の担当者の職制



3 管理方法

(1) 現金

ア 現金の取扱いと現金出納簿・会計帳簿の関係

現金を取り扱っている団体の現金出納簿・会計帳簿の作成状況を示したものが図表 17 である。

現金の取扱いと現金出納簿・会計帳簿の関係は、「現金の取り扱いがあり、現金出納簿・会計帳簿あり」が最も多く 55 団体、次に「現金の取り扱いがなく、現金出納簿・会計帳簿あり」が 24 団体の順となっている。なお、現金の取扱いはあるが、現金出納簿・会計帳簿がない団体が 5 団体ある。

【図表 17】 現金の取扱いと現金出納簿・会計帳簿の関係

現金の取扱いはあるが、
現金出納簿・会計帳簿がない団体

No.	団体名
1	青葉台地区まちづくり協議会
2	浮島地区まちづくり協議会
3	富士市国際交流協会
4	男女共同参画地区推進員ブロック会
5	富士飲食酒業飲酒運転防止協力会

現金の取扱いあり	5団体	55団体
	5団体	24団体
現金の取扱いなし	現金出納簿・会計帳簿なし	現金出納簿・会計帳簿あり

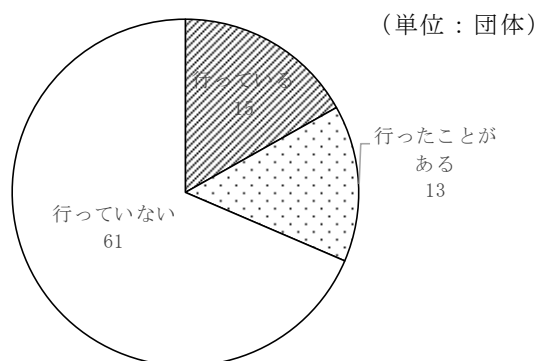
イ 職員の立替払い

対象団体における職員の立替払いの状況を示したものが図表 18 である。

職員の立替払いは、「行っていない」が最も多く 61 団体（68.5%）、次に「行っている」が 15 団体（16.9%）、「行ったことがある」が 13 団体（14.6%）の順となっている。

【図表 18】 職員の立替払い

区分	団体数	構成比
行っている	15	16.9%
行ったことがある	13	14.6%
行っていない	61	68.5%
合計	89	



●職員による立替払いが行われている団体

No.	団体名
1	吉原地区まちづくり協議会
2	青葉台地区まちづくり協議会
3	吉永地区まちづくり協議会
4	大淵地区まちづくり協議会
5	富士駅北地区まちづくり協議会
6	富士駅南地区まちづくり協議会
7	田子浦地区まちづくり協議会
8	岩松地区まちづくり協議会
9	鷹岡地区まちづくり協議会
10	富士市交通安全指導員会
11	富士市農業振興促進協議会
12	富士のお茶振興推進協議会
13	富士市茶手揉保存会
14	富士市鳥獣被害防止対策協議会
15	新々富士川橋建設促進期成同盟会

●立替払いを行ったことがある団体

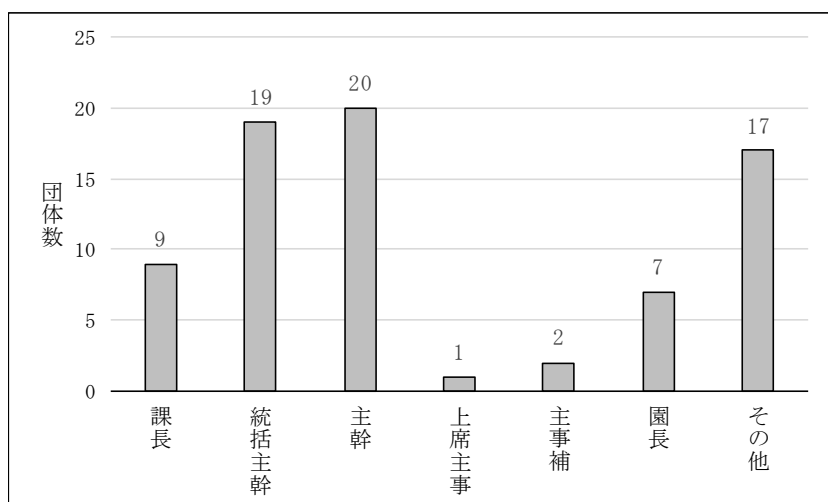
No.	団体名
1	伝法地区まちづくり協議会
2	今泉地区まちづくり協議会
3	原田地区まちづくり協議会
4	富士南地区まちづくり協議会
5	広見地区まちづくり協議会
6	天間地区まちづくり協議会
7	丘地区まちづくり協議会
8	男女共同参画地区推進員ブロック会
9	富士環境衛生自治推進協会
10	富士山サイクルロードレース実行委員会
11	ふじさん工業用水道協力会
12	富士市農業再生協議会
13	みどりいっぱい富士市民の会

ウ 現金保管場所の鍵の管理

現金保管場所の鍵の管理をしている者を示したものが図表 19 である。

鍵の管理をしている者は、「主幹」が最も多く 20 団体、次に「統括主幹」が 19 団体の順となっている。

【図表 19】 現金保管場所の鍵の管理



(2) 通帳・印鑑

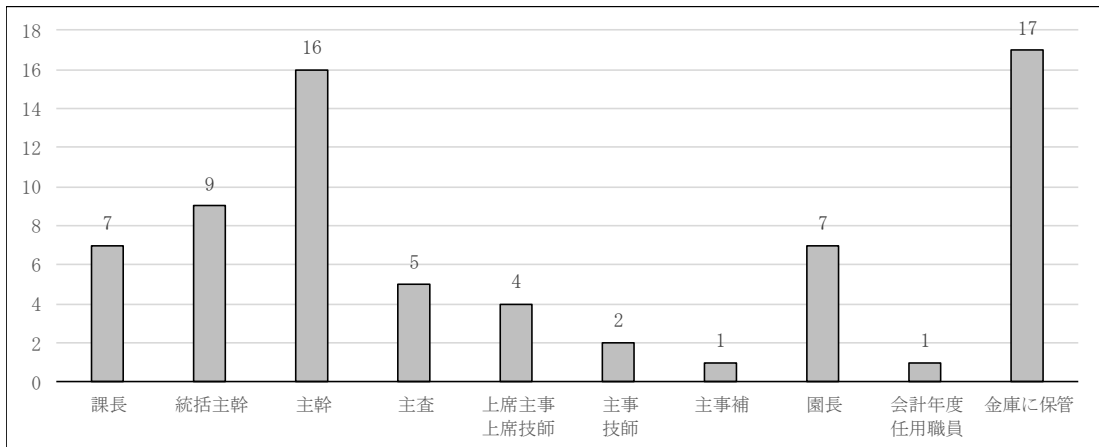
ア 通帳の所持者

団体の通帳の所持者の状況を示したものが図表 20 である。

通帳の所持者は、「主幹」が最も多く 16 団体、次に「統括主幹」が 9 団体、「課長」「園長」が 7 団体の順となっている。なお、通帳の所持者を特定せず、職場内の金庫に保管している団体が 17 団体あった。

【図表 20】通帳の所持者

(単位：団体)



※団体が通帳を所持しているもの（20 団体）は除く。

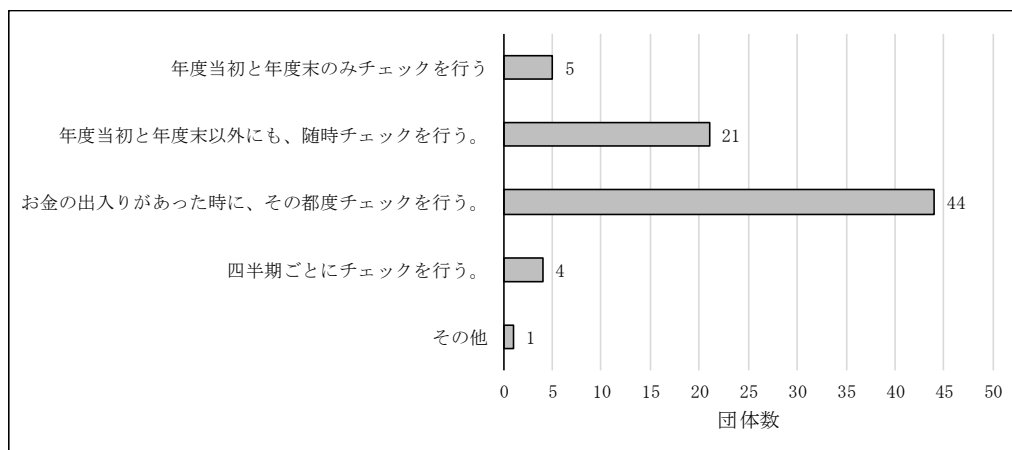
イ 通帳のチェック頻度

団体責任者による通帳のチェック頻度を示したものが図表 21 である。

通帳のチェック頻度は、「お金の出入りがあった時に、その都度チェックを行う。」が最も多く 44 団体、次に「年度当初と年度末以外にも随時チェックを行う」が 21 団体の順となっている。

また、市職員ではなく団体が通帳を所持しているもの（20 団体）のうち、「市職員も通帳のチェックを行っている団体」は 7 団体、「市職員は通帳のチェックを行っていない団体」は 13 団体となっている。

【図表 21】通帳のチェック頻度



※「その他」の1団体は、年度当初・年度末に加えて随時、会計（団体の会計担当）から通帳を見せてもらい、市職員が確認している。

※通帳には全く関与していないため「該当なし」と回答したもの（14団体（全て庶務のみ））は除く。

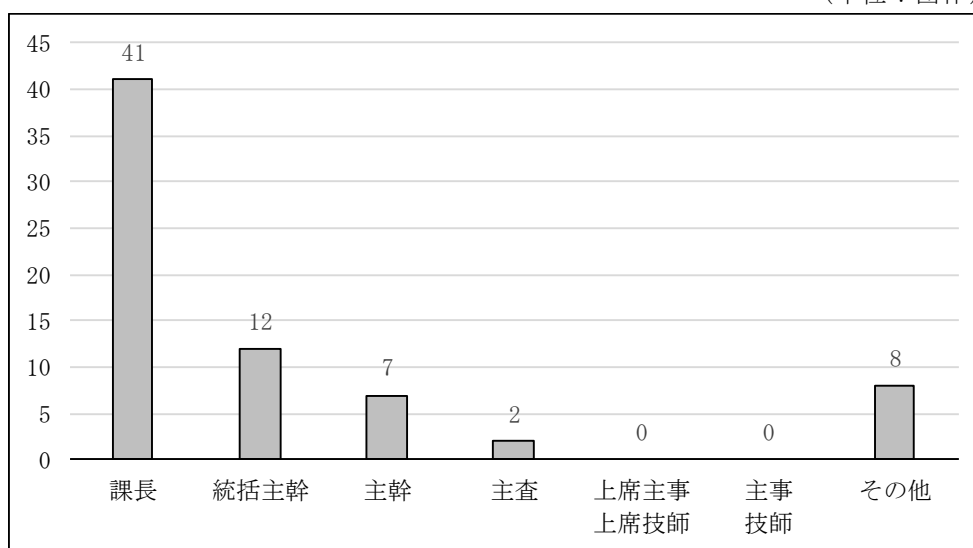
ウ 通帳の印鑑の所持者

通帳の印鑑を所持する者の状況を示したものが図表 22 である。

通帳の印鑑の所持者は、「課長」が最も多く 41 団体、次に「統括主幹」が 12 団体の順となっている。

【図表 22】通帳の印鑑の所持者

（単位：団体）



※「その他」の8団体は園長又は金庫で保管。団体が印鑑を所持しているもの（19団体）は除く。

エ 通帳と印鑑の所持者が同一の団体

通帳と印鑑の所持者が同一となっている団体の一覧が図表 23 である。

【図表 23】 通帳と印鑑の所持者が同一の団体

通帳と印鑑の所持者	団体数	団体名
統括主幹	7	男女共同参画地区推進員ブロック会
		社会を明るくする運動富士市推進委員会
		田子の浦港振興会
		田子の浦港客船誘致委員会
		富士川下流市連絡会
		静岡県重要港湾連携連絡会議
		富士山南麓土地改良区
主幹	5	富士市悠容クラブ連合会
		日本赤十字社静岡県支部富士市地区
		今泉地区まちづくり協議会
		原田地区まちづくり協議会
		富士南地区まちづくり協議会
主査	2	富士市町内会連合会
		新々富士川橋建設促進期成同盟会
合計	14	

※通帳と印鑑の所持者が課長の場合のもの（7 団体）は除く。

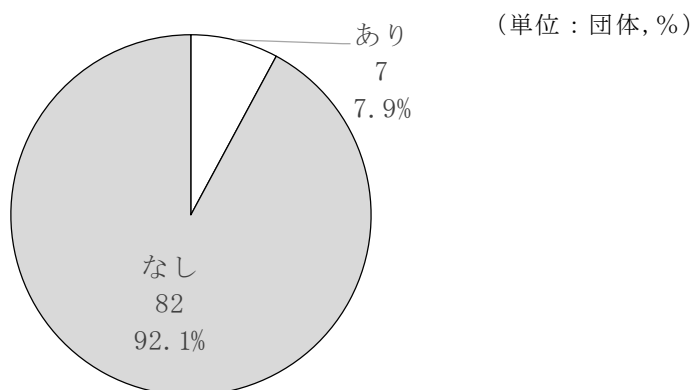
※通帳と印鑑の所持者が主幹の場合のもの（5 団体）のうち、各地区まちづくり協議会（3 団体）は、「まちづくりセンター長」が主幹であった。

(3) キャッシュカード

団体のキャッシュカードの保持状況を示したものが図表 24 である。

キャッシュカードの保持は、「なし」が最も多く 82 団体（92.1%）、次に「あり」が 7 団体（7.9%）となっている。

【図表 24】 キャッシュカードの保持状況



次に、キャッシュカードを保持する団体を示したものが図表 25 である。

【図表 25】キャッシュカードを保持する団体

No.	団体名	使用する場合のルール
1	富士市町内会連合会	特になし
2	富士市国際交流協会	
3	社会を明るくする運動富士市推進委員会	
4	富士市悠容クラブ連合会	
5	富士地域再生家庭紙利用促進協議会	
6	新々富士川橋建設促進期成同盟会	
7	富士地域メディカルコントロール協議会	課長の許可を得て使用する

次に、キャッシュカードを保持する団体の利用頻度を示したものが図表 26 である。「毎回」が 3 団体、「頻繁」が 1 団体という状況になっている。

【図表 26】キャッシュカードの利用頻度

団体名	使用頻度
富士地域再生家庭紙利用促進協議会	毎回
新々富士川橋建設促進期成同盟会	
富士地域メディカルコントロール協議会	
富士市国際交流協会	頻繁
富士市町内会連合会	使わない
社会を明るくする運動富士市推進委員会	
富士市悠容クラブ連合会	

次に、キャッシュカードの管理方法を示したものが図表 27 である。

【図表 27】キャッシュカードの管理方法

No.	団体名	管理方法
1	富士市町内会連合会	鍵の掛かる金庫に保管
2	富士市国際交流協会	鍵の掛かるキャビネット内の金庫に保管
3	社会を明るくする運動富士市推進委員会	鍵の掛かるキャビネット内の団体専用バックに保管
4	富士市悠容クラブ連合会	鍵の掛かるキャビネット内の団体専用バックに保管
5	富士地域再生家庭紙利用促進協議会	鍵の掛かるキャビネット内の金庫に保管
6	新々富士川橋建設促進期成同盟会	鍵の掛かる金庫に保管
7	富士地域メディカルコントロール協議会	鍵付き袖机の中の木箱に保管

次に、金庫等の鍵の保管者を示したものが図表 28 である。

鍵の保管者は、課長以外に統括主幹及び主幹が行っている団体も見受けられる。

【図表 28】 金庫等の鍵の保管者

No.	団体	保管者
1	富士市町内会連合会	課長
2	富士市国際交流協会	統括主幹
3	社会を明るくする運動富士市推進委員会	統括主幹
4	富士市悠容クラブ連合会	統括主幹
5	富士地域再生家庭紙利用促進協議会	課長
6	新々富士川橋建設促進期成同盟会	主幹（担当者とは別人）
7	富士地域メディカルコントロール協議会	課長

(4) 備品

ア 備品の取扱いと備品台帳の関係

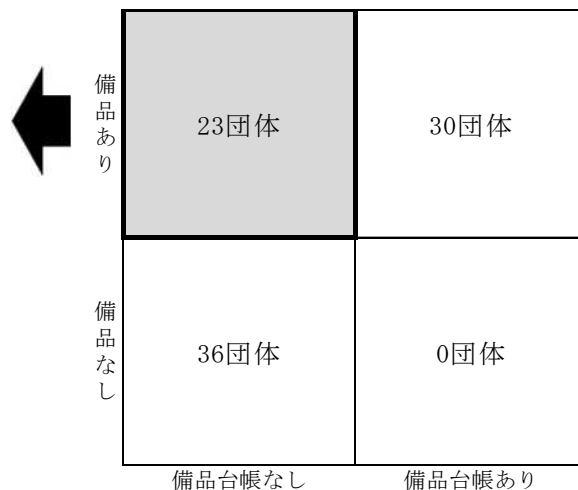
団体の備品の取扱い状況と備品台帳の整備状況を示したものが図表 29 である。

備品を所持する団体 53 団体のうち、30 団体（56.6%）は備品台帳を整備しているが、残りの 23 団体（43.4%）は備品台帳を整備していない状況である。

【図表 29】 備品の取扱いと備品台帳の関係

※備品の取扱いはあるが備品台帳がない団体

No.	団体名
1	伝法地区まちづくり協議会
2	浮島地区まちづくり協議会
3	大淵地区まちづくり協議会
4	田子浦地区まちづくり協議会
5	丘地区まちづくり協議会生涯学習推進会
6	富士市交通安全指導員会
7	富士市悠容クラブ連合会
8	日本赤十字社静岡県支部富士市地区
9	岳南地域地下水利用対策協議会
10	ふじさん工業用水道協力会
11	富士市技能職団体連絡協議会
12	富士山南麓土地改良区
13	富士市農業振興促進協議会
14	富士のお茶振興推進協議会
15	富士市手揉保存会
16	富士市農業再生協議会
17	富士市消防団本部
18	富士市山岳救助隊
19	静岡県山岳遭難防止対策協議会富士支部委員会
20	富士地域メディカルコントロール協議会
21	富士市防火協会
22	富士市立高等学校同窓会
23	富士市立高等学校生徒会



4 内部統制

(1) 財政課による本市の内部統制に関する取組み

ア 主な取組み等

本市が補助金等を交付している団体の経理事務を職員が行う場合について、本市財政課では次のような取組みが行われている。

年度	主な取組み等
平成 26 年度	<p><u>地区団体等への補助金交付等に係る事務の適正化について（通知）</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・「地区団体等への補助金交付等事務取扱要領」を定め、今後の事務執行はこれにより行うよう求めた。 <p><u>地区団体等への補助金交付等事務取扱要領（解説編）について（通知）</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・地区団体等への補助金等の交付、事務の委託、報償費の支払い等を行う場合にあたり詳細な運用等について解説編としてとりまとめ、周知及び適正な事務執行を求めた。
平成 27 年度	<p><u>補助金等交付団体の経理事務の適正な執行について（通知）</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・「団体経理事務ガイドライン」を作成し、職員が経理事務を行う際にはガイドラインの各項目に従い、不正や疑義の生じることがないように、適正に事務を執行することを求めた。 <p><u>団体経理事務の適正な執行について（通知）</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・市が事務局を務め、職員が経理を行っている団体を対象に財政課および会計室職員による団体の経理状況の検査（財務書類の検査及び担当課職員のヒアリング等）を実施し、不適切な経理の有無を確認するとともに、法令遵守及び適正な事務執行の徹底を図った。
現在	<p>※継続的に補助金等交付が行われている団体について、所管部署に対し「地区団体等への補助金交付等事務取扱要領」に基づき、必要性に応じ少なくとも3年に1度の実地検査又は書類検査を行い検査実施状況の報告を財政課へ行うよう求めている。</p> <p>※毎年4月に補助金等交付団体の経理に係る報告書による状況確認を実施している。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・経理検査実施報告（4半期毎の検査実施状況、通帳残高等の確認） ・団体経理事務の執行体制報告（責任者、印鑑、通帳の管理者の確認） <p>※毎年4月に実施の状況確認の事務連絡は、全所属を対象に通知し、新たに経理事務を実施する所管課を把握するとともに、当初予算資料等にて財政課担当者が対象所属の確認を実施している。</p>

イ 財政課の検査対象団体数の推移

市が関与する団体（補助金等を支出している団体）のうち、対象団体について財政課の検査対象団体数の推移を示したものが図表 30 である。

検査実施初年度の平成 27 年度は 81 団体あったが、令和 5 年度には 59 団体となり年々減少傾向となっている。

【図表 30】 報告対象としている団体数の推移

年度	H27	H28	H29	H30	R 1	R 2	R 3	R 4	R 5
団体数	81	82	77	78	69	71	72	64	59

※令和 4 年度から令和 5 年度への増減内容

庶務経理等を団体へ移管△2 団体、他市へ移管△2 団体、他市から+1 団体、その他△2 団体

ウ 財政課の検査対象と今回の調査対象との比較

財政課が毎年 4 月に実施している補助金等交付団体の経理に係る報告書による状況確認に基づく検査対象と今回の行政監査の調査対象の比較について示したものが図表 31 である。

財政課の検査対象の中には、市職員ではなく、団体の職員が経理を行っている団体も見られた（浮島土地改良区）。

【図表 31】 財政課の検査対象と今回の調査対象との比較

区分		財政課の対象	今回の調査対象
対象職員		職員	本市職員
従事内容	経理	○	○
	庶務	×	○
支出科目	補助金	○	○
	負担金	○	○
	交付金	○	○
	委託料	—	○
	その他	○	○
市以外の収入(会費等)		○	○
自治体間で事務局の持ち回り		○	×

○：対象に含まれる。
 ×：対象に含まれない。
 —：該当しない。

エ 財政課の検査対象団体の中に記載されていなかった対象団体

今回の対象団体のうち、財政課の検査対象団体の中に記載されていなかった団体について示したものが図表 32 である。

従事内容が「庶務のみ」の団体は、財政課の検査対象には含まれないが、「経理のみ」「庶務と経理の両方」の団体は所管課から財政課への報告が漏れていた可能性がある。

【図表 32】 財政課の検査対象団体の中に記載されていなかった対象団体

市からの収入	No.	団体	所管課	従事内容
補助金	1	伝法地区まちづくり協議会	伝法まちづくりセンター	庶務のみ
	2	青葉台地区まちづくり協議会	青葉台まちづくりセンター	庶務のみ
	3	吉永北地区まちづくり協議会	吉永北まちづくりセンター	庶務のみ
	4	富士駅北地区まちづくり協議会	富士駅北まちづくりセンター	庶務のみ
	5	富士北地区まちづくり協議会	富士北まちづくりセンター	庶務のみ
	6	富士駅南地区まちづくり協議会	富士駅南まちづくりセンター	庶務のみ
	7	田子浦地区まちづくり協議会	田子浦まちづくりセンター	庶務のみ
	8	岩松地区まちづくり協議会	岩松まちづくりセンター	庶務のみ
	9	岩松北地区まちづくり協議会	岩松北まちづくりセンター	庶務のみ
	10	富士市技能職団体連絡協議会	商業労政課	庶務のみ
	11	富士山南麓土地改良区	農政課	庶務と経理の両方
	12	富士市水難事故防止対策連絡会	警防課	庶務のみ
負担金	13	富士地域メディカルコントロール協議会	警防課	庶務と経理の両方
委託料	14	丘地区まちづくり協議会生涯学習推進会	丘まちづくりセンター	庶務のみ
	15	男女共同参画地区推進員ブロック会	市民活躍・男女共同参画課	庶務と経理の両方
	16	富士文芸フォーラム実行委員会	文化スポーツ課	庶務と経理の両方
	17	富士市健康推進会	地域保健課	庶務と経理の両方
	18	富士山南麓地域におけるサイクルツーリズム実行委員会	交流観光課	庶務と経理の両方
	19	富士市公共交通協議会	都市計画課	庶務と経理の両方
補助金・報償費	20	天間地区まちづくり協議会	天間まちづくりセンター	庶務のみ
	21	丘地区まちづくり協議会	丘まちづくりセンター	庶務のみ
補助金・報償費・委託料	22	浮島地区まちづくり協議会	浮島まちづくりセンター	庶務のみ
補助金・委託料	23	元吉原地区まちづくり協議会	元吉原まちづくりセンター	庶務のみ
	24	神戸地区まちづくり協議会	神戸まちづくりセンター	庶務のみ
	25	富士南地区まちづくり協議会	富士南まちづくりセンター	庶務のみ
寄附金	26	社会を明るくする運動富士市推進委員会	福祉総務課	庶務と経理の両方
県補助金	27	富士山大淵笹場茶園景観活用推進協議会	農政課	庶務と経理の両方
会費	28	富士市立高等学校PTA	富士市立高校	庶務と経理の両方
	29	富士市立高等学校後援会	富士市立高校	庶務と経理の両方
	30	富士市立高等学校同窓会	富士市立高校	経理のみ
	31	富士市立高等学校生徒会	富士市立高校	経理のみ

オ 補助金等を交付する根拠例規の有無

対象団体のうち、市からの補助金交付を受ける団体については、すべて補助金交付要綱又は要領が定められており、適切に事務管理が行われていることが確認できた。

(2) 事務の執行

ア 事務マニュアルを作成している団体

対象団体の庶務経理等に関する事務マニュアルの有無を把握するため調査した結果、令和4年度末時点で事務マニュアルを作成している団体を示したものが図表33である。

対象団体を最も多く所管する農政課が一番多く作成している。その他の団体は、事務マニュアルを作成していない。

【図表 33】 事務マニュアルを作成している団体

No.	団体名	所管課
1	日本赤十字社静岡県支部富士市地区	福祉総務課
2	富士市技能職団体連絡協議会	商業労政課
3	富士山南麓土地改良区	農政課
4	富士のお茶振興推進協議会	
5	富士市農業再生協議会	
6	富士市鳥獣被害防止対策協議会	
7	富士市公共交通協議会	都市計画課

5 調査及び監査に基づく改善要望事項等

調査及び監査の結果、改善及び検討が望まれる事項を次のとおりまとめたので、適切な対応を講じられたい。

(1) 団体の事務に従事する明確な根拠及び事務処理の適正性

ア 団体の規約、会則などに事務局を市に置く旨の規定が定められていない団体及び団体の規約等を定めていない団体があったので（図表5）、市職員が団体の事務に従事する根拠を明確にするため、団体の規約、会則などに事務局を市に置く旨の規定を定める必要がある。

イ 一部の団体で旅費などの支出が見受けられたが、相手方の団体規約に基づき旅行諸費が計上される場合がある等支出内容が異なり、支出の根拠となる規定などが定められていなかった（岳南地域地下水利用対策協議会、富士まつり実行委員会）、事務の適正性を確保するため、団体での旅費等に関する規定及び規約等の整

備を検討されたい。

(2) 多額の繰越金が発生している団体と補助金等の妥当性

市から補助金の交付を受けている団体の中には多額の繰越金を有する団体が見受けられたが、今後の繰越額がどのように推移していくのかを注視しながら、予算編成時に補助金等の金額の妥当性を検討する必要がある。

(3) 団体の事務に従事する市職員の人数

庶務経理等担当者が1人で行われている団体が多くあったが（図表15）、リスク管理の観点から経理事務の執行は複数の者に担当させ、同一の者に長期間にわたって担当させないよう十分に注意する必要がある。

(4) 現金の保管、取扱い

現金の保管や取扱いは概ね適正に行われていたが、一部の団体で現金を取り扱っているにも関わらず、現金出納簿を作成していない団体が見受けられたので（図表17）現金を取り扱っている団体については、受け渡しに誤りがない事の確認及び取扱いの責任の所在を明らかにさせる意味でも必ず現金出納簿を作成されたい。

(5) 郵券の保管、取扱い

一部の団体で郵券受払簿において担当者取扱印はあったが、所属長の確認欄がないものがあったので、郵券については、郵券受払簿において担当者の取扱印欄とあわせて所属長印の確認欄を設け、所属長の確認印を要するなど複数人で確認をされたい。

(6) 職員による立替払い

一部の団体で職員による立替払いが行われていたが（図表 18）、職員による立替払いを行っている団体は、振り込みによる支払いを行う等極力現金を保管しないよう努め、取り扱い金額が少額で、都度振り込みが不都合など現金の保有を必要とする場合にあっては最小限の額の保管に努める必要がある。

(7) 通帳と印鑑の管理

印鑑を所属長以外が管理している団体があったので（図表 22）、印鑑を所属長以外が管理している団体については、団体経理事務ガイドラインに基づき適正に管理する必要がある。また、通帳と印鑑の所持者が同一である団体があったので（図表 23）、通帳と印鑑の所持者をそれぞれ別の者にして管理するなど、内部牽制が働くような体制に改善されたい。

(8) キャッシュカードの所持

キャッシュカードを所持する団体が7団体あったが（図表 25）、キャッシュカード

については担当者個人の判断による出金も可能であることから所持することの可否も含め全庁的なルールの設定を検討されたい。

なお、現在キャッシュカードを所持している団体については、保管方法に十分留意し、原則として使用せず、使用する場合は事前に支出決定行為を行う必要がある。

(9) 団体資産の網羅性

備品がある団体のうち、備品台帳が整備されていない団体が23団体あったので(図表29)、備品の管理や適正な取り扱いをするためにも備品台帳を整備されたい。

(10) 市職員が庶務経理等を行うことの必要性及び効果

財政課からの資料により、対象団体は減少傾向であることが判明したが(図表30)、市職員が団体の庶務経理等を行う必要性の有無及び効果について、事業の目的を踏まえて引き続き検討、検証していく必要がある。

(11) 内部統制

財政課で把握できていない団体が一部見受けられたので(図表32)、財政課が毎年4月に実施している補助金等交付団体の経理に係る報告書の提出対象について詳細に定義するなど団体の状況把握に努めるとともに、市職員が庶務経理等を行う団体のリスク管理について内部統制を機能させ、不正や事故等が発生しない仕組みづくりに引き続き取り組まされたい。